

第三十八回 参議院地方行政委員会会議録

第二十三号

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)

午前十一時九分開会

委員の異動

五月十九日委員小沢久太郎君辞任につき、その補欠として郡祐一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鈴木 基政七君
小柳 牧衛君
郡 西郷吉之助君
白井 哲二君
津島 誠義君
西田 信一君
湯澤三千男君
秋山 長造君
加瀬 忠二君
松永 中尾 昌作君
杉山 田畠 金光君

本日の会議に附した案件

○旧沖縄県の地域における公職選挙法

の適用の暫定措置に関する法律案

(基政七君外二名発議)

○地方議会議員互助年金法案(衆議院提出)

○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから

委員会を開会いたします。

初めて委員の異動について報告いた

します。

五月十九日付をもって委員小沢久太

郎君が辞任され、その補欠として郡祐

一君が委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) まず、旧沖縄

県の地域における公職選挙法の適用

について、提案理由の説明を聴取いたし

(四三二)

政府委員
警察庁保安局長 木村 行藏君
自治政務次官 渡海元三郎君
自治省選舉局長 松村 清之君
自治省財政局長 奥野 誠亮君

事務局側
常任委員 福永与一郎君
専門員 会議院議員 植木 駿君

ます。
○委員外議員(田畠金光君) ただいま

われわれは同じ同胞として、このよ

うな旧沖縄県住民の期待を一日も早く

実現するよう最善の努力を尽くすこと

が必要であり、また、そのような方向

に一步でも二歩でも近づく具体的な施

策を積み重ねていくことが、日本政府

ないしは国会に課せられた重大な使命

であると痛感するものであります。

周知のよう、旧沖縄県に対するアメ

リカ合衆国の手にゆだねることに同意

いたしました。以来今日まで十余年の

間、わが国は旧沖縄県に対する領土権

を持ちながら、それに対して施政権を

行使することはもちろん、部分的にせ

よ国内法を適用することすらできない

状態のまま今日に至っているのであり

ます。

従つて、旧沖縄県住民は、国籍上は

日本人でありながら、日本人としての

何らの特権も保護も与えられず、アメ

リカの軍政下の規律と生活に甘えるこ

とを余儀なくされているのであります。

その結果、旧沖縄県の住民たちは、

主権者としてたれどもが当然に持つ権

利、たとえば自分たちを統治する行政

の長をみずから選ぶ権利、公共施設に

します。

五月十九日付をもって委員小沢久太

郎君が辞任され、その補欠として郡祐

一君が委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) たゞいまから

その結果、旧沖縄県の住民たちは、

主権者としてたれどもが当然に持つ権

利、たとえば自分たちを統治する行政

の長をみずから選ぶ権利、公共施設に

します。

五月十九日付をもって委員小沢久太

郎君が辞任され、その補欠として郡祐

一君が委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) まず、旧沖縄

県の地域における公職選挙法の適用

について、提案理由の説明を聴取いたし

ます。
○委員長(増原恵吉君) 本案の質疑は

後日に譲ることいたしました。

國務大臣 安井 譲君

衆議院議員

國務大臣 安井 譲君

田畠 金光君

○委員長(増原恵吉君) まず、旧沖縄

県の地域における公職選挙法の適用

について、提案理由の説明を聴取いたし

ます。
○委員長(増原恵吉君) 次に、地方議

會議員互助年金法案を議題として、提

出

して、提案理由の説明を聴取いたし

ます。
○委員長(増原恵吉君) まず、旧沖縄

県の地域における公職選挙法の適用

について、提案理由の説明を聴取いたし

案理由の説明を聴取いたしました。衆議院地方行政委員会委員長代理理事丹羽喬四郎君。

○衆議院議員(丹羽喬四郎君) ただいま議題となりました地方議会議員互助年金法案の提案理由並びにその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、この法律案を立案いたしました理由を述べますと、その目的とするところは、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその家族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給付する制度を設けようとするものであります。

すなわち、年金給付を行なうため、地方公共団体の議会の議員が互助会を設け、その互助会がこの法律および規約の定めるところに従い年金を給付するというが、この制度の基本的な考え方でありますと、年金の種類、年金額、互助会の設置その他若干の付隨的な事項を規定しようというのであります。

次に、本案の内容について御説明いたします。

その第一は、互助会についてであります。地方議会議員は、都道府県、市(特別区を含む)町村の区分により、それぞれ全国組織で地方議会議員互助会を設けることができるものといたしております。しかし、これは強制ではなく、任意としておりまして、互助会を設立するには、会員となるべき十人以上の者が発起人となり、規約を定め、自治大臣の認可を受けなければならぬものとしております。また、こ

の場合におきましては、都道府県議会議員互助会は千人以上、市議会議員互助会は五千人以上、町村議会議員互助会は一万人以上の会員数になることを年金法の提案理由並びにその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、この法律案を立案いたしました理由を述べますと、その目的とするところは、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその家族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給付する制度を設けようとするものであります。

すなわち、年金給付を行なうため、地方公共団体の議会の議員が互助会を設け、その互助会がこの法律および規約の定めるところに従い年金を給付するというが、この制度の基本的な考え方でありますと、年金の種類、年金額、互助会の設置その他若干の付隨的な事項を規定しようというのであります。

次に、本案の内容について御説明いたします。

その第一は、互助会についてであります。地方議会議員は、都道府県、市(特別区を含む)町村の区分により、それぞれ全国組織で地方議会議員互助会を設けることができるものといたしてあります。しかし、これは強制ではなく、任意としておりまして、互助会を設立するには、会員となるべき十人以上の者が発起人となり、規約を定め、自治大臣の認可を受けなければならぬものとしております。また、こ

の場合は十二年とあります。ただし、退職年金の場合は十年であります。

第三は、掛金についてであります。互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより、掛け金を納めるものとし、その額は、その者の標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額とするものとしております。

その他、互助年金の基礎となるべき在職期間の計算、互助年金の停止、互助年金の改定、時効、非課税等についても規定しております。

以上とのほか、経過措置として、昭和二十二年四月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間における地方議員としての在職期間は、この制度

に基づく給付の対象とするようにしております。また、将来新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際には、この制度もこれに統合することとしております。

以上が、この法律案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。

なお、この法律案は、衆議院において会長、副会長、理事及び監事を置くほか、代議員を置き、規約の変更、事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更その他互助会の業務に関する重要事項等を代議員会で議決することにいたしております。

次に第二は、互助会の行なう互助年金の給付についてであります。

互助会が給付する年金は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金であります。これが国会議員互助年金の普通退職年金、公務傷病年金及び遺族年金に準ずるものとしております。ただし、退職年金の給付の最短在職年限は、国会議員の場合は十年でありますが、地方議会議員の場合は十二年としております。

第三は、掛金についてであります。互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより、掛け金を納めるものとし、その額は、その者の標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額とするものとしております。

その他の、互助年金の基礎となるべき在職期間の計算、互助年金の停止、互助年金の改定、時効、非課税等についても規定しております。

以上とのほか、経過措置として、昭和二十二年四月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間における地方議員としての在職期間は、この制度

の場合は十二年とあります。ただし、退職年金の場合は十年であります。

第三は、掛金についてであります。互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより、掛け金を納めるものとし、その額は、その者の標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額とするものとしております。

その他の、互助年金の基礎となるべき在職期間の計算、互助年金の停止、互助年金の改定、時効、非課税等についても規定しております。

以上が、改正法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(増原恵吉君) 本案の質疑は後日に譲ります。

以上が、改正法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(増原恵吉君) 本案の質疑は後日に譲ります。

以上が、改正法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(増原恵吉君) 次に、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案及び地方財政法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括議題といたします。

両案について御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松永忠二君 後進地域の開発について、基本的な問題はだいぶもう論議をされたようですが、数字の点を少しお聞きしておきたい。

この法律を作つたために、従来あつた各地域の開発によるかさ上げ、そういうものを除外をして、これだけによつて増加をする金額というのはどのくらいあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現行法といふことになりますと、一つは、今おあげになりました各地域の開発促進法でございます。もう一つ、地方財政再建促進特別措置法に基づくかさ上げもあつたございました。(両者合つて三ヶ

て、現在の時点で百四、五億程度だと、かように考えておるわけであります。この法律案に基づきまして、十六年度事業では百七、八十億円のかさ上げにならうかと、かように存じております。

○松永忠二君 そうすると、百七、八十意から百四意を引いた残りが、結局

この法律案ができたために増加になつた予算額だ。金額でいふと大体六十億くらいのものですから。

○松永忠二君 これは大臣にお聞きを
するのですが、今ある後進地域の法律
を一本化する、そういうようなことで
整理をする、こういうような意味も一
つあって、こういう法律ができるといふ
けれども、将来におきましては、もっと
ふえる、こういうことになるわけであ
ります。

○松永忠二君 では、地方財政再建促進特別
措置法は、再建が進むに従いまして金
額がなくなつていくわけでございま
す。従いまして、現在の時点では百
七、八十億から百四、五億のものを引
いた差額がふえるわけでござりますけ
ども、将来におきましては、もっと
ふえる、こういうことになるわけであ
ります。

かさ上げになる予算というものは、大体五十億か六十億だと、こういうことになるわけですが、それでは何か考へられているようなことが十分目的が達せられないのじやないか、従来はならば、さらにやっておつたものを統一するということになれば、もう少しやはり率とか、そういうようなものについて考えていかなければいけないのじやないかという感じを持つのですが、こういうことはどうなのですか。

特に内容を公共事業ということではなくて、もう少し広い範囲のものどううふうなことの考え方も初めはありました。あるいは率についても相当高いのであるし、今まで話のあった事業等も含められたものであるというよな期待も相当待つておられたわけす。今度出した法律の中では相当大きな法律だと思うわけですがね。それだけに今数字的には将来それは減るものがあるのだということだけれども、こういうお話をだと、たとえば再建団体、再建法に基づくかさ上げというものは、一体この中の幾らくらいあるのですか。百七十億という今お話をあつて中で、再建団体に対するかさ上げですね、それは一体金額にするとどのくらいあるのですか。

上げました現在の百四、五億円と申上げましたのは、再建団体、再建法に基づくものと開発促進法に基づくものと、両方含めてござりますけれども、開発促進法でありましても、赤字団体

である間だけかさ上げを認めているのでございます。宮崎県と大分県の例外を除きましては、財政再建団体である間だけのことです。従いとして、数年ならずして、現行法をそのままにしておきますと、まずゼロになってしまいます。そういう意味におきましては、今回の立正は非常に重要な意義を持つていて、かように考えております。

なお、百七、八十億円のうちの赤字団体で三十六年度事業分については、百四十億円程度のようでございます。

○松永忠二君 そうすると、今のお話の百四十億というのとは、これを全部入

それで百七十億のお話なんです。従来の
再建を含めた数字が百四億だというの
は、数字がちょっと違いますよ。
○政府委員(奥野誠亮君) 再建法に基づきますものと本法に基づきますもの
とのかさ上げ率が違うわけであります。
本法によりますと二割五分までかさ
上げを持っているわけであります。
現行法でありますと最高二割でござい
まして、しかも、事業分量によりまし
て、ふえて参りますとかさ上げ率が
減つてくるわけであります。最高が二
割でありますと、事業分量に応じてか
さ上げ率が一〇%くらいしかないとこ
ろもございますし、一・一%くらいのもの
もございます。今回の法案に基づく
ものは、全部財政指數を基礎にいたし
ましてかさ上げ率をきめていくもので
ございまして、必ずしもかさ上げ率に
合わないものでございます。私が申し
上げます百四、五億と申しますのは、
三十五年度における従来の制度による
かさ上げ率でございます。

て参りますので、その団体の分は減つて参ります。たしか八十億前後にして三十六年度事業で、新法では百七、八十億円になります、こう申上げているわけでございます。三十六年度はかさ上げの適用を受けて三十六年度ではかさ上げの適用を受けなくなる団体が相当出て参るわけでござります。

一般的に後進地域の開発について仕事をやつていろいろとしているのだから、もっと充実したものが提案されることを期待をしているということなんですね。

そこでもう一つの点は、こういう法律は適用団体は府県なんですね。裕福な都道府県の中にも実は非常に貧弱な市町村があるわけなんですね。そういう点について、一体適用団体については都道府県でやむを得ないというふうに考えておられるのか。あるいは、そういう富裕県の中の市町村については、一体どういうふうなやり方をするのが適当なのかということについて、どういうお考えを持っておられるのですか。それを少しお聞きをしたいわけです。

例法が都道府県——都は入りませんが、府県単位であるということは御指摘の通りでございまして、これはまあいわゆる地域格差をなくしていく方法はいろいろな方法をとらなければいかぬと思います。基本的に府県を中心にして一つのかさ上げ方式をとっていくというのも、有力な手段の一つであります。また、今御指摘のような市町村というようなものを対象にしまして、まあ工業の分散計画、あるいは基幹都市といったような考え方でそれを総合的に、また今度は地域的に開発していく方法も別個にそれぞれ考えておるつもりでありますて、このかさ上げのやつに三千数百団体に上る市町村を全部含めてといううには、いろいろな事情から考えておらぬわけであります。○松永忠二君 何か特にこれを除外をされた府県については、まあ富裕の国

市町村については、あなたがおっしゃるようないいというような考え方をされているわけですね。その富裕の中に実は相当貧弱な市町村が出てきているわけですね。市町村について、あなたがおっしゃるように、工業開発のような促進の法律等によってやつていくというお話をけれども、そのこと自体の中には別に補助率についてどう考えていくとか、そういうことは全然ないわけなんですね。むしろ工業を誘致できるような条件を、むしろ条例を作つて減免をしたものについて、国がただ交付税の中で見てくれるという程度のことであって、それでまた同時に、その法律において、いわゆる産業の基礎強化としての道路とか、橋梁とか、あるいは教育とかいうものについても、特にそれに補助がどうこうなるという性質のものでは、あの法律はない。そうなつてくると、これのように、公共事業というものについて補助率が増加されるということとは全然内容が違つてきている。こういうことについては、今大臣が説明されたようなことでは、ちょっとそっちの方はこっちの方でやればいいじゃないかというお話だけれども、別にそういった低開発地域の工業開発促進法でもないので、どうなつてくると、除外をされている府県の貧弱市町村からいうと、何かもう少し積極的に、そういう市町村について何らかの措置をしてほしいという気持は強いと思うのですがね。こういう点について積極的にこういう方法を考えているので、こういう方法でこうなっているのだという具体的な説明を私たち、これじやあできないと思うの

○國務大臣（安井謙君）お話を通りに、特例法を適用する以外の府県につきましては、今、具体的にどれだけの補助率を上げる、あるいはかさ上げをするというような制度は、今直接には考えていないわけであります。大体、今度の適用にいたしましても、いろいろ考収がありますし、なるべく多い方がいいことはもう事実なんであります。が、われわれといたしましては、財政の関係もありますし、全体を勘案いたしまして、過去の財政力指數が平均値以下のものに今度の法令を適用しようと、そうしますと、いろいろな市町村の公共事業、あるいは立地条件の改正というようなものは、対象 자체は市町村であっても、やはり府県自身がこれを実施するということになりますし、また、平均値以上のものにつきましては、今のところ、府県の力、あるいは従来のこの公共事業の補助でもつて、その府県内にある貧弱市町村についていろいろ操作をやってもらいたいといふことで、直接には、今御指摘のような対象にした特別の具体的措置をとするようにはしていない。これは財政上の関係やその他もありまして、すべてができれば一番理想的かもしませんが、まだ今の段階ではそこまで手が及びかねる、こういうことでございます。

いうふうな措置をしていくから、この方はやる必要はないといって、これは必要なんだ、そういう御説明はないのですか。

○國務大臣（安井謙君） この貧弱市町村といいますか、実は御承知の通り、地方交付税というやつが、結局収人と支出のギャップを埋めておるわけありますて、いわゆる一般の財政の状況からいうなら、これは大体市町村は平均しておる、財政的に見れば。それはその規模自体に違いはあります、そういう意味で見ておりますので、この平均値から以上の富裕県といいますか、府県の分については、まあその方の力でもって一般的な公共事業のいろいろな対策というやつもやっていただきたいで、今さしあたって、平均値以下の府県を対象にしてかさ上げを適用しよう、こういう考え方でございまして、大体府県、市町村といえども、一定のレベルまでは交付税でもって補給してやるのだから、そこから先は、特に必要な面については、まあ一定レベル以上の府県自体が一つそういうものについても考えてもらいたいということとで今は立てるわけであります。

○松永忠二君 交付税のようなものでそういう点は配慮しておるということは、だれでもそういうふうに考えるわけなんですが、ただ、都道府県はなかなか市町村の財政というふことに対して改善には必ずしもそら熱意がないわけではありません。府県は自分自身のところがなかなか仕事もあるし、財政的にもあれなので、自治省自身は都道府県を対象にして、いろいろのものを考えておられる、主として。その市町村まではなかなかかめんどうが見切れぬというの

が実情のようになればそれも考えるのですが、こういう点については、何か市町村側の方から強い要望はないのですか。そういうことについて、具体的にこういうことをやられることについで、市町村側の方からもこういふような措置をしてほしいという、そういうような要望が訴えられたことはないのでですか。

准以上とか今考ておるようなそういう府県については、特に条例とか、いろいろなものを考て今度は県独自でできるそういう操作というものについて十分配慮していけとい、そういう指導の方針というものは各府県に及んでおるのです。

○國務大臣(安井謙君) これはやはり府県の仕事そのものが市町村の実態を見てそれぞの投資の割合なりといふものもきめていくのが基本的な任務でありますから、従つて、これは当然そういうふうに措置されることを期待もし、また、いろいろな交付税の配分その他につきましても、そういう指導をいたしておるわけあります。

○松永忠二君 どこまでを除外するか

ということについて、適用府県についても問題があると思うのですが、ま

た、こういう方法で実際にやってみて

これに除外されておる府県について考

えてみると、また、その中に非常なア

ンバランスがある。市町村の中ですい

ぶん貧弱なものもある。実際仕事を進

めて、今まで地方財政のアンバランス

は、後進地域の開発に関する特例によつて、今まで地方財政のアンバラ

ンスの一つの点であった未開発地域あ

るいは低開発地域の財政力の負担過重

については、やはり何か基幹都市とい

うようなことでその指定をされて、そ

う面からこれが是正されていくとい

う段階が明確になつてくれれば、一応そ

ういう方針で行けるというような気持

もするわけなんだけれど、そういう

点はまだ明確になつておるわけでもな

いので、こういうような点については、な

は、特にやはり市町村の財政の問題、

それから、それといろいろな事業の推

進といふような問題については、なお

これだけでいいといふ性質のものじや

ないよう思つて、こういう点につ

いては、やはり各方面に網をかけるよ

う法律を推進してもらいたいとい

う、そういう気持を強く持つておるわ

けであります。

○國務大臣(安井謙君) 今の御指摘は

ごもっともございまして、さらにこ

の特例法以外に、今言われますように

総合的な全体の地方——市町村の開発

促進というようなものについても総合

的な法律も準備中でございます。なぜ

早く出されると、こういうことでござ

いましょうが、何分、各省に關係もござ

いままして、いろいろとの調節に手

づいて、いろいろとの間をとつておる段階であります。な

くとも提案をすべく進めておる次

第でござります。

○加瀬完君 松永委員の御指摘の点

は、後進地域の開発に関する特例によつて、今まで地方財政のアンバラ

ンスの一つの点であった未開発地域あ

るいは低開発地域の財政力の負担過重

については、やはり何か基幹都市とい

うようなことでその指定をされて、そ

う面からこれが是正されていくとい

う段階が明確になつてくれれば、一応そ

ういう方針で行けるというような気持

もするわけなんだけれど、そういう

点はまだ明確になつておるわけでもな

いので、こういうような点については、な

は、特にやはり市町村の財政の問題、

それから、それといろいろな事業の推

進といふような問題については、なお

これだけでいいといふ性質のものじや

ないよう思つて、こういう点につ

いては、やはり各方面に網をかけるよ

う法律を推進してもらいたいとい

う、そういう気持を強く持つておるわ

けであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 今回府県を

対象にいたしまして公共事業について

のかさ上げ制度を行なうことにつき

ておりますのは、どちらかといいます

と、産業立地条件を整備すべきところ

について、その整備を容易ならしめよ

うと、こういう趣旨でござりますの

で、やはり府県が対象になるのだろう

と、こう思うのでござります。また市

町村といふことになつて参りますと、

それぞの市町村をどのよう市町村

に発展させていくかということにつき

ましては、やはり地域の状況等を考え

ながら計画を立ていかなければなら

ないと思うのでござります。こういう

ましても、やはり地域の状況等を考え

ましては、やはり地域の状況等を考え

ながら計画を立ていかなければなら

ないと思うのでござります。こういう

ましても、やはり地域の状況等を考え

ながら計画を立ていかなければなら

ないと思うのでござります。こういう

<

と一・三・五、危険校舎の比率は大きい町村の方が高い。屋内体操場は、小さい町村が〇・二三坪中学の場合。でありますのに、大きな町村は〇・一坪、それから道路の改良率は小さい町村が一・三・四では大きな町村も同じく一・三・四。ところが、これが四万の市になりますと一・九%と道路改良率が非常に低い。ですから、この仕事は割合に人口の多い町村の方が多いといふことが想定できるのじやないですか。しかし、財源は、する仕事の多い割に公共事業財源というものはそれだけ配当されておらない。確かにことしは交付税の単位費用というものを変えました。変えましたからこれが若干の変化はありますけれども、問題の、たとえば一番の大きなものである町村税、あるいは地方交付税、国庫支出金なり、都道府県の支出金なり、こういふものを合わせた額が一万五千から二万五千の町村の方がはるかに低いわけになります。こういう問題は低開発地域に対する財政のアンバランスを埋めることと同じように取り上げられなければならぬ問題であると思りますけれども、この問題はどう取り上げられておるかという点に私たちには疑問を持つのです。交付税の単位費用は変わらなければなりません。ただ、私が指摘したような問題は、簡単に解決できるようになつておるかどうか、この点はどうでしよう。

は今までちよとお聞きしたいのだが、人口で割つて平均値を出してみられるという方法、そうすると、それ以上のお五万なり十万という都市は一体どうなるか、あるいは百万以上の都市では人口別にすると、やはりもとと落ちていくのじやないかという問題で、今八千なり二万程度の個人当たりの費用でもってこれを比較されるのは非難に、これは試算の一つの方法として十分今後も検討してみたいと思いますが、それだけで今答弁を求められるのも無理じやなからうかという気がします。

○加瀬完君 これはおたくの方でお出した表なのですよ。ですから全体を正確につかむということはできなかつてもしかなければ、一応の傾向をつかむことはできると思う。それで今大臣もおつしやったように、人口が多いところはどうなるかと。人口が非常に多いところになれば、また、そこに歳入合計も上がれば、住民税も上がってくるということになつておる。一番へこんでおるところが人口八千から二万五千のいわゆる地方における町村合併によって拡大された新市町村といふ点に問題があるのでないかと私は指摘したいのです。局長、どうでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君) 人口段階で考えて参りますと、人口の少ないところでも一応団体としてまとまつた仕事をやっていきますためには、一人あたりの校舎の坪数がよけい要るというようになります。学校の規模にいたしまして、生徒数の少ない団体では一人当たりも、生徒数の少ない団体では一人当たりの校舎の坪数がよけい要るというようになります。学校の規模にいたしまして

事ができませんので、やはり大きな団体にしていくべきである。大きな団体にしていきますと、職員の数も多くなれば専門の職員も置いて能率的な仕事もできるのじやないか、こういうような考え方を持っておるわけでございます。ただ、一人当たりの数字で議論をいたしますと、どうしても小さい団体の方がよけい金がかかりまして、しかも、効率が十分でない、こういう結果になつてゐるようでございます。しかしうれにいたしましても、弱小町村全体につきましてまだ十分でない面がたくさんございますので、そういう点につきましては、財源の充実、その他行政の指導の面についても万全を期していくかなければならぬよう私たちは考えております。

○加瀬亮君 人口五千から八千の小さい団体は財源も割合によければ仕事もしておるということなんですよ、一人当たりの平均値を出すと。自治省で奨励をした合併町村の一萬五千から二万五千という町村が、一番大きい規模の団体が、収入も少なければ仕事も完全に遂行していない、こういう数字が現われておりますから、奨励をした市町村というものに対してはもう少し仕事ができるよう財政措置をしてやることの方が先決ではないか、それが怠られておる、まあこういうことですが、低開発地域だけの問題を解決しても、それでは交付税の使途というものからすれば、私どもは疑点を持たざるを得ない、こう思うのです。

もう一つ例を申し上げます。これはある県の三十四年度の決算額、それから基準財政需要額に関する調査であり

ますが、歳入決算総額から特定財源の収入額を引いて、結局、一般財源による支出額と昭和三十四年度の基準財政需要額とを比べて基準財政需要額をどうだけ保証しているのかという保証率を教育費だけで調べてみました。そうするとこれは不交付団体を除きまして交付団体だけで調べてみますといふと、中学校では保証率が五七・三九%それから町になりますと、中学校が四四・八四%、非常に保証率が低いですから単位費用を上げたところでまだまだ保証率というものはある程度高まつたにとどまって、この決算額と比べると、地方の持ち出し分といふものがはるかに大きくなるというものを完全に埋めることになっておらない。交付税がふえたならば、交付税はまずこらいう方向に流すことの方が先決じゃないか、その問題が解決されておらないじやないか、こういう懸念を持つわけです。何も低開発地域に対するこの財源保証というものは反対するわけではない。それはそれだけこうですけれども、何か大きなものを忘れておらないかという点を指摘したい。

当たりの財源が多くても行政能率ががらないという、こういうものの考へ方をしているわけです。土木の職員がありまして、道路の設計その他面でいろいろ職員を置くということにかかること、ある程度の人数を持たないと、そのよい技術者を得ることができませぬので、そういう方向の努力をしていくわけです。それはそれにいたしましても、合併した町村の財政状況が悪いなどいうのは、自治省もいたしまして、なお一段の努力を払わなければならぬといふことは言うまでもないのです。従いまして、今年度は特に年度の低い町村、言いかえれば開発度の低い町村とということになりまして、そういう方向をなすとか、そういう団体は基準財政需要額を傾斜的に増額する措置をとっているわけですが、さいまして、こういう方向をなすお後も続けていきたい、そうして合併後の町村の財政がさらによくなつて参るようになりますけれども……。

卷之三

都市によつて非常に違つてくるのじやないか、こういう感じを持つてゐるわけです。町村の四四・八四%というのはいかにも少な過ぎるという感じを持つつのであります。おそらく校舎の増改築の問題がなければ、基準財政需要額の方がオーバーするだらう、こう考へております。これは償却費が基準財政需要額には入つておりますので、そぞういう結果にならうと思います。将来はございませんが、今申し上げましたような校舎の増改築費はどういう姿になつてゐるだらうかということがわかりませんと、ちょっと基準財政需要額の保証率という格好には参らぬのじやないかと思います。もし投資的経費、消費的な経費といふような区分でこういうデータが出ますと、私たちそれをすぐ判断の材料にできるわけですが、さしありますが、今申し上げましたような点もございますので、将来とも教育費の充実には努力していきたいと思いますけれども、その点も御了承を願いたいと思います。

○國務大臣(安井謙君) 非常に貴重

な御試算だと思いますが、これちよつと空で、今、傾向としては御答弁できると思うのですが、もしないでしたら、そのデータ、質問の形式でただいまして、私どもの方で研究をさせて、また書類が必要なら御答弁もする、というような方法も都合ではどちらがいいのではないか、なかなか空では正確に答弁できないと思つてゐます。

○加瀬完君 数字が合つてゐるか合つてないか、正確か正確でないかといつておられますから、そういう御答弁を私いただこうと思つていな

い。ただし、一般的な傾向として、地方の歳出額と基準財政需要額というのを比べると、まだまだその保証率は低いものだということは、これはお認めいただけると思うのです。交付税をいろいろ単位費用を変えたところで、今年の単位費用の改定だけで、これらの方の問題解決できるということになつてないのじやないか。だから、まだ市町村では国の財政に依存しなければならないという面があるのだ、これを解消しなければならないという点を大臣に認めていただけです。今年の問題としてこれはいかがですか。後回しにあります。

○國務大臣(安井謙君) お話のようないろいろな点もありうかと思います。十分一つ検討いたしまして、今後もできるだけ善処いたします。

○加瀬完君 それから低開発地域の公共事業というの、どちらかといふとその地域の住民本位のものというよりは国の計画に基づくものの方が多

い。国の計画に基づく公共事業には財源の補てんをする、しかし、住民が直接受け要求する公共事業に対しましては、十二分な財源が与えられておらない。

○國務大臣(安井謙君) 十分であるか

ないかという問題になつてきますと、

○國務大臣(安井謙君) それはお説の通りであります。また全体の市町村財政が、

今のように、いろいろな御指摘の面で思つております。また計画にすれば九百億から五百億も十分であるとは思つております。ただ、交付税自体が、当初計画にすれば九百億から五百億も十分であることは思つておりますから、そういうことについては、今まで御説明申

うのであります。今日におきまして、
当時再建計画を立てた団体と立てな
かつた団体との間においてどれだけの
差がつてあるかということになります。
と、私たちは、もうないと、こう答え
たいのです。そうなりますと、
かつて再建計画を立てた団体だからと
いうことで、いつまでも公共事業費の
かさ上げ負担を国がやっていくといふ
ことは、不均衡がはなはだしいといふ
姿になつておると、こう言わざるを得
ないのです。一拳にやめるといふ
ことになりますと、激変の問題も起
りますので、そこで、若干の経過措
置を講じながら廃止するということに
したわけでございます。今日になりま
すと、財政の再建を促進するという意
味の国の援助よりも、やはり地域の開
発を促進するという意味の国の援助ご
れが重要な問題になつてきておるので
はなかろうか、かように考えまして、
今回のような立法をいたしたわけでござ
います。

れるトータルというものは幾らも違ちつて、一方がやめられただけのことです。それでやれなかつた公共事業が一挙に推進できるといふことにはならぬでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほども申しましたように、現在の地方財政再建促進特別措置法に基づきます国庫負担枠のかさ上げ制度は情勢に合わなくなつてしまつておる、こう私は判断しておるわけです。従つて、これはやめたい、廢止したいと、こう考えておるのであります、それに対しても加瀬さんは、期間のある間は残していくじゃないか、こうおっしゃつておる。残しておくこととが地方団体間の不均衡を助長しておることになるのだと私たちちは判断するのですが、その判断に若干の違ひがあるんではないか。かりに加瀬さんのおっしゃる通りだいたしましても、それは一体、具体的にどの団体かといふことになつて参りますと、若干減るところもあるわけでござりますけれども、僅少の額にとどまつておるわけでござりますし、しかも、その期間もごくわずかの年数だけのことでありますので、それなら不公平を助長しておる制度をこの際やめるべきだ、しかし、おっしゃつておるようなお気持もあるわけでございますので、激変緩和の措置だけは規定として残しておこう、こういう態度をいたしておるわけでござります。

は、何年間のたくさんの犠牲の上に立つてゐる。いろいろな点をチェックしてきて、体裁だけ整えたという点がある。そこで、再建団体でないとすれば、いろいろの住民の欲求を押さえていた点もやらなければならない問題も起るわけです。ですから、その見通しを立て、六年なり八年なり計画したものを、お前の方は一年やめる、三十年からはこういう比率によつて再建団体による補助は切つていくんだと、こういうことになれば、初めの計画といふものは狂つてくる。公共事業を進めようと思えば、今度は今までの再建団体のために押えておつた、当然自治体としてやらなければならぬ問題を押えなければならぬその要求を聞くということになれば、公共事業は財源がなくなつてくる、こういうことにならうと思う。何年のことでもなければ、これは既得権ですから、相当の犠牲を払つて地財法の適用を受けた地財法の利益といふものは利益として残しておくのは当然じゃないか、こう思うのです。

とはあまりないのじやないか、そのことが特にその団体の財政を非常に混乱させるということは間違いのじやないか、こういう感じも持つておるわけあります。具体的な団体について御意見を伺いませんとわかりかねるわけでござりますけれども、地方財政の現在の姿から参りますと、むしろ府県については繰り上げ償還をしていただきまして、そして、それでもより必要なものについては地方債を認めてもよろしいと思ふわけでござりますけれども、再建計画のワクから離れて、独立して、責任を持って自治運営をしてもらった方が好ましいというふうな姿に今日においてはなってきておるのだ、こういうふうな判断に立つておるわけであります。

よ。仕事をさせないことは今まで通りだ。しかし、公共事業だけ先にやれと、こういうことでは私は当を得ないと思う。だから、やはり再建団体なり、財政貧困の団体なりは、それぞれの特殊な事情があるわけです。その事情がこの本法の適用によって緩和されよう的な方向に持っていくてくれなければ困る。一方にすれば一方を取る、これではほんとうの意味の低開発地域の開発は進まないじやないか。公事業は進むかもしれないけれども、しかし、全体の地域開発というのはおくれてしまふ、そういう点ももう少し考えていただかなくつちや困ると思うのです。これは希望ですから答えなくてもけつこうです。

適用について、はつきりうたわれてあるわけなんでありますけれども、こういうことにつきまして、今申しましたように、どの程度取り入れるおつもりなのか。これは私非常に大事な問題だと思うし、この法案の上がる上がるなり、あるいは将来ほんとうに有効なものであるかどうかといふことについて大臣の決意を聞いておきたいと思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普通に、どの附帯決議でもおろそかにしていいというわけじやございません

が特に今度のこの問題につきまして、国会に御意見のあります点につきましては、自治区としては、特にごもっともだという感じもいたしております。

まあ、もともとできればこういう程度の線は実現をしたいということで、せつからく交渉中のものでもございま

す。しかし、今どれどそれがすぐどう

なるということになりますと、直ちに具体的なお答はできませんが、單に抽象的に決議案の精神を体してやると

いう以上に、この個々の問題につきま

しては目下折衝して、できるだけ実現

を期したいということでやつております。

○鈴木謙君 これは当然大蔵省との話

し合いになると思いますが、これは大

蔵大臣にも来てもらわねばよろしく

ございますが、大臣だけでなしに、今

後いろいろ話し合いをする段階で、一

つ大蔵大臣あたりから、あなた方も賛成だということでありますから、来て

もらつて、念を入れて聞いてみましょ

うか。それまでの必要ありませんか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) 御指摘の通り

に、大蔵省は何と申しましても財政を

しほつしていくという建前がござります

ので、なかなか難色のある点もあるこ

とは事実でございます。しかし、たと

えば今の一億を五千万円におろすとい

うような点につきましては、こういう

決議の趣旨に沿つて、実はわれわれ

のところでは、目下最高の努力をいた

しておる最中でござります。何とか一

つそういう線にござつけたいというこ

とにできなかつたというような結果に

したように、事業費の額による制限

を、まあ今までの話し合いで、大臣

のであるかどうかといふことについて

は、こういうものがせない問題だ

と思いますから、そういう意味で一つ

大臣の決意を聞いておきたいと思うの

ですが、いかがですか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに、それにつ

いても対象事業とせよと、こういう事

柄については、相當金の面で大蔵省と

しては直ちにオーケーというようなこ

とはできないんじやないかとも思うの

ですが、そこら辺いかがござりますか。

○國務大臣(安井謙君) これはまあ普

通に、どの附帯決議でもおろそかにし

ていいというわけじやございません

がいいのかどうかといふことも一応考

えられますけれども、ともかく、私ど

も、そういうことを、私の予想する

ところでは、大蔵省あたり、かなり強

い抵抗もあるのじやないか、あるいは、その他の事業についての、たとえ

ば適用河川にかかるものに

市なり宇都宮市なりがやる仕事だけにとどまりませんで、県の信用力をそこにつけて参るということも今考えられるわけでござりますので、そういう

うことをあわせ考えまして、そういうような共同発行の規定を置くということにいたしたわけであります。

○政黨組織（専門議會派） その通りであります。

○鈴木壽君 それから後段でお述べになりました、たとえば栃木ですか、宇

都宮と県との間の問題 茨城の問題

等これらに加えて、は裏筋糸合を

私は共同発行が——共同発行というよ

うな形で一緒にやってできるものだと

思うのですが、今の法の建前からいつ

外賣り、今るあざてなつて大阪市と寄

外債の今における日本の外債と附とのその関係だけの要請を満たすと、

こういうことで立案されたというふう

に考えていいわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 過去の例か

ら考査おして、将来共同發行の立法措置をとるべきと非常ニ効果的。そつ

打撃を口へ来る運営は交渉的にそれを

意味で申し上げたわけでござります。

将来こういう制度ができますと、その

いう地域につきまして、一部事務組合二二、主張二七二二、公二九四

貴様にやなご、弱小の市ざさごや、

信頼性が少し弱いだけに、また信用力の問題もござりますし、そ

ここに府県なり信用力の大きい団体が加

わった形で債券を発行するという場合

に、土地買収などはさらに今よりも効

○鈴木壽君 将来、共同で仕事をする
ようなことは、これはだんだん多く出
てくると思います。特にせんだってこ
こを通りました地方自治法の一部改正
等によっても、そういう機運にこれから
自治省としても持つていいこうという、
これははつきりした考え方があると申
いますから、と同時に、また実際の必
要からそういうことになるだろうと想
います。ただしかし、それが何とい
ますか、事務組合というものがかりにと
作られておる、しかし、それでは住民
になじみがどうもまくないというう
うなことで共同発行という、今のような
なこういう法改正によらなきやならぬ
というようなことにはすぐならぬと思
うのですがね。私は一部事務組合のそ
ういう形において、あるいは両団体の
間にそれぞれの決議でやれるのじやな
いか、今の法の中においてもですね。
私はそう思うのですね。五条をずっと
読んでみたり、関係する自治法のそれ
を読んでみたりしますと、私は現行法
においてもこういう形はとり得る、こ
ういう形をとつても違法とはいえない
い、私はそう思うのですが、いかです
か、その点は。

きましては、やはり私は問題があると思います。何らの規定がないのにそれができると言いたれども、そういう議決をしなければならないとあります。で、その債券には両方の団体の名前があるわけですが、どちらも、その総額がそれぞれの団体の債務ではないに、それぞれの団体の債務はお互に話し合によって違った金額になつてゐると思います。ただ事業会の議決を経ておると、こういう形にならうかと思うのであります。相互に債務の保証をし合えばそれですぐ債券にも両方の団体の名前を書けるはずじゃないかということになつて参考をされると、現行法には現定がございません。それで、そこまで言いたれども、それは満たされていない、こう言えると思うのでございましょう。

両団体の間でやる場合は、どういううちかのその議決の仕方なり、それをやるべきか、一つ具体的におっしゃつていただきたいと思います。たとえばある事業を両団体でする場合に、十億なら十億という金を債券発行によってやりとりをする。としてはそういうものの場合に、一体どういう形の議決なり、そういうことの団体が五億というような形で、内閣をやるのか、具体的にそれをお聞か願いたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 大阪府、東京の例をとつて申し上げますと、さしきたり三十六年度において九十億の外債を発行したい、こう考えておりまして、それぞれ四十五億ずつ程度になるかと考えているのであります。そろそろしますと、大阪府も大阪市も四十五億円ずつの債券発行の議決をするわけでござります。債務にありますと四十五億円の債務が上がってくるだけのことです。別途に両者がそれぞれ他の団体の四十五億円分について債務保証の決議をするわけでござります。で、別途九十億円の外債の債券をそれぞれには発行者名を、大阪府と大阪市両方の団体の名前を書くわけになります。九十億円の債券にはそれぞれ両団体の名前が上がつて参るわけでございます。従いまして、その債券の支払いについては、一の団体だけが責任を負つていているのじやなしに、この五千六の六によりまして、両団体がそれぞれ連帯して支払いの責めに任じていて、こういうことになつていてるわけござります。単に今の問題だけじゃなくて、将来とも広域的に行政を進めていくべきだと思いますし、そういう場合

に、相互に信用力を補完し合えるよ
な態勢にいたしていきますことが仕
業を進める上において有意義ではなか
うが、こういう考え方を持つてはいる
けれどございます。債券発行については
こまかいことまでいろいろと法律に規
定しているわけございまして、從
まして、今こういう共同発行の規定が
ございません限りにおいて法の整備も
必要とする段階にあるのではないかと
かと、かように考えているわけでござ
います。

○鈴木壽君 それを共同発行という形
にしたい場合に、共同発行というもの
の規定について明文化されておらぬ
い。ただし、これは事務組合としてや
れますね。事務組合を作つて事務組合
で九十億なら九十億を借り入れる。事
務組合を作つた両団体はそれぞれの責
任を当然負わなければいかぬし、そろ
いう形でいつでも私は差しつかえない
問題じゃないか、こう思のですがね。

○政府委員(奥野誠亮君) 事務組合の
名前で債券発行をすることができます
けれどもなじまれない名前でございま
ますので、おそらく金融界においてそ
の債券が転々としていくことはまず不
可能だろう、こう思うわけでございま
す。やはりなじまれた名前でございま
せんと、なかなか消化できない、こう
いうふうに考えておられるわけございま
す。

○鈴木壽君 なじみがあるかないかと
いうことだけにこの点かかつてきましたよ
うですがね。それは今の段階で地方團
体のいわゆる事務組合というものが
ピュラーレになつておらないかもしまれ
せんね。従つて、それこそ外部に対し
せんね。

の場合にも、組合を構成する団体がそれぞれ単独で資金を集める上にもお互に信用力を補完し合って集めた方が集めやすいと、こういうふうに思いましたので、こういう規定が非常に将来意義を持つてくるのだと、かように考えます。

を国会に提案を予定しておるわけであります。

費の総額を七百七十億円と予定しておるわけでございます。そのうち起債の対象と考へておりますものが三百五十八億円でございます。三百五十八億円。三十六年度以降にわたって考へられておる仕事でございます。なお条件の点につきましては、今後の金利の

いてはもちろん入っていたわけですが、いますけれども、向こうの金融機関が市中発行のあっせんをするわけでござります。

○鈴木壽君 その点になるとちょっとと
私あなただと考えが違うのですがね。事
務組合でも金を借りられるようになる
ことが、従来のこういうような考え方
ここにもちろんと出ている。ですか
ら、若干今の段階ではなじみがないと
か、一般化しておらないということで
多少のあるいは心配されるようなこ
ともあるかもしれませんけれども、私
は将来の方向としては何ら差しつかえ
ない問題だと思う。あなた方だってそ
ういうことに対してやはり心配するな
り、何か指導していくべき一つの責任
があると思うのですね。ですから、
私、外債等の場合において、これ以外
の条件ではだめだといらようなことで
あればこれはやむを得ないというよ
うな気を持っている。将来国内の起債
の問題であって、それすらもそれに
よつやつしていくというような考え方で
なると、私はちょっととにかく賛成し
かねるようなところがあるのですね。
しかし、これは一つ意見になりました
からその程度にしまして、大阪の市と
府とお互いに保証し合うといいました
合って。これは国が補助するとい
ふような形をとりますか、とりません
か。

○政府委員(奥野誠亮君) 別途に国が
その債務を保証することにして法律案

○政府委員(奥野誠亮君) 国の保証以
外に大阪府、市の共同発行、こういう
ことを先方では希望いたしておるわけ
でございます。共同発行ということに
なつて参りますと、やはり当然両者が
相互の分を保証し合わなければならな
い、こういう考え方を持っているわけ
でございます。共同発行の規定がござ
いませんので、そこで、こういう法律
改正をいたしまして、共同発行の規定
を置きたいわけでございます。

○鈴木壽君 これはまあ向こうのたつ
ての希望だというようなことです。だ
から、私はさつきも言つたように、そ
の限りにおいては、外債等の発行の場
合にはこういう形もあり得るのだ、と
理解できますが、それが国内の円での
起債の場合にも、そういう方向が便利
だし、こういう方向こそが望ましいの
だと、というような考え方にはちょっと私
は何べんも言つようによく賛成しかねるの
で、そこで、大阪の市と府との間の事
業なり、あるいは外債の条件等につい
てもう少し詳しく一つ聞かしてもらいた
いのですが。

○政府委員(奥野誠亮君) 大阪港と堺
港に関する施設の整備でございまし
て、港湾の整備、工業用地の造成、工
業用水道の建設、鉄道引込線の建設と
いうようなものでございまして、事業

○**鈴木善君** そうすると、総事業量が七百七十億円、そのうち起債引き当てが三百五十八億、三十六年度で約九十億の見込みだといいますと、これは大体四年ぐらいの継続事業になるのですか。それとも、あるいは三年ということがありますか、その点は。

○**政府委員(奥野誠亮君)** 一応事業計画としては四十年度までを考えておるわけでございます。

○**鈴木善君** これは引き受け、今話がまだ結論までいってないでしようけれども、引き受ける向こうの方はどうですか、国は。

○**政府委員(奥野誠亮君)** 西ドイツでござります。

○**鈴木善君** どういう格好で、それは西ドイツの政府でやるのですか、あるいは民間の何か金融機関でやるのか、そういう点どうですか。

○**政府委員(奥野誠亮君)** 西ドイツの政府もこの問題の話し合いの過程にお

○政府委員(奥野誠亮君) 当初は吉田元総理が心配をされまして、單にアメリカで外債を発行するだけじゃなしに、ヨーロッパにおいても外債を発行する、そうすることによって経済的な連携を強めていくべきじゃないだらうかというふうなことから総理とアデナウアー首相との間で話が始まつた問題でございます。その後、幸いにしていろいろの努力が実を結びまして、先般来ドイツエバンクの人たちも日本に来るというようなことが進んで参つておるわけでございまして、国内的な手続きが成立いたしました暁において最も有利な時期を選んで外債を起こしたいということに話が進んで参つておるわけでございます。

○鈴木壽君 外債、まあいわば一つの外債ですから、外債を私はまあ何もここで否定しようと思いませんが、今のお話を聞いてみますと、総額三百五十八億、しかも、五年間ということになりますと、平均して八十億くらいですかね。——八十億にはなりませんが、七十億がそこらですね。この程度は國內でやられませんか。これは政策的なことでしようから、大臣、どうですか。

○國務大臣(安井謙君) 今これだけの金額の年度割りならば、七十億が八十億という金だから絶対不可能とは思いませんが、今のように、外債はできる

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほども申し上げましたように、外債発行の問題からこの必要が生じたわけでござります。しかし、国内的にも仕事は一部事務組合の形でやるべきでございます。また、やれると思います。しかし、金融が、一部事務組合を作つて法人化したからすぐ金を借りられるのだ、こういう格好にはならないと思います。従いまして、組合を結成している個々の団体が資金を集めそして一部事務組合に提供する こういう形にならざるを得ないのじやないかと思ひます。そ

の問題であつて、それすらもそれに
よつやつしていくというような考え方には
なると、私はちよつとにわからん贊成し
かねるようなどころがあるのですね。
しかし、これは一つ意見になりました
からその程度にしまして、大阪の市と
府とお互いに保証し合うといいました
ね、それぞれに四十五億程度ずつ出し
合つて。これは国が補助するというう
ような形をとりますか、とりません
か。

起債の場合にも、そういう方向が便利だし、こういう方向こそが望ましいのだというような考え方にはちょっと私は何べんも言うように賛成しかねるので、そこで、大阪の市と府との間の事業なり、あるいは外債の条件等についてもう少し詳しく一つ聞かしてもらいたいのですが。

○鈴木薦君　これは引き受け、今話がまだ結論までいっていないでしようけれども、引き受ける向こうの方はどうですか、国は。

○政府委員(奥野誠亮君)　西ドイツでござります。

○鈴木薦君　どういう格好で、それは西ドイツの政府でやるのですか、あるいは民間の何か金融機関でやるのか、そういう点どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君)　西ドイツの政府もこの問題の話し合いの過程にお

外債ですから、外債を私はまあ何もここで否定しようと思いませんが、今のお話を聞いてみますと、総額三百五十八億、しかも、五年間ということになりますと、平均して八十億くらいですかね。——八十億にはなりませんが、七十億がそこらですね。この程度は國內でやれませんか。これは政策的なことでしようから、大臣、どうですか。

○國務大臣(安井謙君) 今これだけの金額の年度割りならば、七十億が八十九億という金だから絶対不可能とは思いませんが、今のように外債はできる

また、やれると思ひます。しかし、金融が、一部事務組合を作つて法人化したからすぐ金を借りられるのだ、こういう格好にはならないと思ひます。従いまして、組合を結成している個々の団体が資金を集めてそして一部事務組合に提供する、こういう形にならざるを得ないのじやないかと思ひます。そ

からその程度にしまして、大阪の市と府とお互いに保証し合うといいましたね、それぞれに四十五億程度ずつ出しあつて。これは国が補助するというような形をとりますか、とりませんか。

業なり、あるいは外債の条件等についてもう少し詳しく一つ聞かしてもらいたいのですが。

○政府委員(奥野誠亮君) 西ドイツでござります。
○鈴木善君 どういう格好で、それは西ドイツの政府でやるのですか、あるいは民間の何か金融機関でやるのか、そういう点どうですか。

かね。八十億にはなりませんが、七十億がそこらですね。この程度は國內でやませんか。これは政策的なことでしようから、大臣、どうですか。
○國務大臣(安井謙君) 今これだけの金額の年度割りならば、七十億が八十分億という金だから絶対不可能とは思いませんが、今のように外債はできる

団体が資金を集めてそして一部事務組合に提供する、こういう形にならざるを得ないのぢやないかと思います。そ
か。
○政府委員(奥野誠亮君) 別途に国が
その債務を保証することにして法律案

て、港湾の整備、工業用地の造成、工業用水道の建設、鉄道引込線の建設というようなものでございまして、事業

○政府委員（奥野誠亮君）　西ドイツの政府もこの問題の話し合いの過程にお

金額の年度割りならば、七十億か八十億という金だから絶対不可能とは思いませんが、今のように、外債はできる

だけ適当な方法と適当な事業を対象して一つ入れていこうというような意味から、アメリカ以外からも、そういう機運があれば進めて、将来さらに増額する場合も考えられるんじやないかと思つております。

○鈴木謙君 これは港湾なり、それに伴う工業用水あるいは鉄道の引込線等の仕事だといふお話を、こういうことに対して國の今の起債のワクで足りなかつたらそれをふやすなり、あるいは何とかの、いわば債券、証券を出すような、そういう公募の形なり、何かそういうような形でやれないのです。

しかも、向こうから借りる利子、これはどのくらいになるかわかりませんけれども、そういうものと比べてもあまり高くないというような形で、この程度の額ならば私はまかなえると思うのですが、どうなんですか。

○國務大臣(安井謙君) この程度の額だけが絶対まかなえないかどうかといふ問題になれば、今おっしゃる通りだと思いますが、これは利率等につきましても、現在より少なくとも有利な条件になり得る見通しもあるわけあります。またさらに、東京都でも機運ができるべきであることをよからうと、いうこ

れは将来そういうことは起こらないかかもしれませんけれども、これはたとえばマルクトと円との関係とか、そういうふうに思うのですがね。そういう点から思つことと、さらに、あるのは将来そういうことは起こらないかの性質からいつてもそなんですか。その方がむしろ安くつくではないかというふうに思うのですがね。そういう点から思つことと、さらに、あるのは将来そういうことは起こらないかの性質からいつてもそなんですか。その方がむしろ安くつくではないかというふうに思うのですがね。そういう点から思つことと、さらに、あるのは将来そういうことは起こらないかの性質からいつてもそなんですか。その方がむしろ安くつくではないかといふことです。ですから、そういう意味で大臣の話を聞いておったわけですが、何かこんな程度の金でわざわざドカで進めているわけでござります。

○鈴木謙君 まあ、世銀等からいろいろな形で金が入ってきておりますから、アメリカだけではなくて、その他の都の仮貸外債の問題で、ようやく最近いろいろな問題が起つてゐるのではないかといふうな心配もある。たとえば東京これは明治以来のそういうことがあるだけが絶対まかなえないかどうかといふ問題になれば、今おっしゃる通りだと思いますが、これは利率等につきましても、現在より少なくとも有利な条件になり得る見通しもあるわけあります。またさらに、東京都でも機運ができるべきであることをよからうと、いうこ

れは将来そういうことは起こらないかの性質のものじやむろんないので、やはり十年、二十年の間には、いろいろな国と国との、あるいは世界各國との間の経済上の変動やら、従つて、マルクなり円なりの価値の問題なんかが出てきて、いろいろな問題が将来起つて来る可能性がある問題ではないだろうか。むしろそういうものだったら、あまり大した額でもないのだし、積極的にこれをやらなければならぬというふうなことに考えなくてもいい、こう思つております。

○鈴木謙君 私の今申し上げるのは、さつきも言つたように、外債かけしも、大臣は、やはりこれはぜひ一つでかしたい、この機会にいわゆる将来に道をつけておきたいと、こういふお考へはないけれども、額の点からいってもそう大したことではない、安いといつても、私は、そんなに安い金が借りら

れるわけじやないかと思うので、むしろ政府が見てやるような、政府の授融資の中を見てやるような、こういう仕事

かといふふうに思うのですがね。そういう点から思つことと、さらに、あるのは将来そういうことは起こらないかの性質からいつてもそなんですか。その方がむしろ安くつくではないかといふことです。ですから、そういう意味で大臣の話を聞いておったわけですが、何かこんな程度の金でわざわざドカで進めているわけでござります。

○鈴木謙君 まあ、世銀等からいろいろな形で金が入ってきておりますから、それだけでも、非常に乗り

國からの借款の道もつけておくのがいい

に出了したものでしよう。しかし、これ

どもとしては、その範囲に加わるべき

ものと考えるものが入つていいよう

あります。すなわち、災害関連、海岸保全、湖岸堤防につきましての事業費一億円以上にしほることとしているよ

うであります。これは三千万円以上

とすることを希望するものであります

けれども、少なくとも五千万円以上の

分を対象とすることにいたすこと希

望するのであります。

なお、砂防事業等につきまして、適

用河川水系にかかるものとする等のワ

クにしほることは不適當ではないかと

いふた点であります。附帯決議に掲げ

ました政令指定の範囲に関する部分は

この意味でござります。

以下、附帯決議案を読み上げます

ので、よろしく御審議を願います。

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案に対する附帯決議(案)

後進地域における産業立地条件の整備とその体質の改善は、現下の急務である経済発展の地域的均衡、いわゆる地域格差の是正の前提をなすものであり、その実現については公共事業の補助負担率の特例は最も重要な措置だけをやっていく、そのこと自体是非常にけつこうじやないかといふことです。私は、そういうこともないかといふことです。この金額は、わずか百億九十億ぐらいのものじやないかといふふうなことに考えておきますが、これは将

てお述べを願います。

○飼島直紹君 私はこの法案に賛成でございますが、この際、各派の意見を御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

まず、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにし

てお述べを願います。

ただ、念のために申し述べておきま

すが、この法案におきます適用事業

の範囲は政令で定めることになつてい

りますが、その政令案の内容

を拝見いたしましたと、私どもの主張の

一部は盛り込まれることになつてお

ります。

しかし、ただその一部分、私

どもとしては、その範囲に加わるべき

ものと考えるものが入つていいよう

あります。すなわち、災害関連、海岸

保全、湖岸堤防につきましての事業費

一億円以上にしほることとしているよ

うであります。これは三千万円以上

とすることを希望するものであります

けれども、少なくとも五千万円以上の

分を対象とすることにいたすこと希

望するのであります。

なお、砂防事業等につきまして、適

用河川水系にかかるものとする等のワ

クにしほすることは不適當ではないかと

いふた点であります。附帯決議に掲げ

ました政令指定の範囲に関する部分は

この意味でござります。

以下、附帯決議案を読み上げます

ので、よろしく御審議を願います。

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案に対する附帯決議(案)

後進地域における産業立地条件の整備とその体質の改善は、現下の急務である経済発展の地域的均衡、いわゆる地域格差の是正の前提をなすものであり、その実現については公共事業の補助負担率の特例は最も重要な措置だけをやっていく、そのこと自体是非常にけつこうじやないかといふことです。私は、そういうこともないかといふことです。この金額は、わずか百億九十億ぐらいのものじやないかといふふうなことに考えておきますが、これは将

てお述べを願います。

ただ、念のために申し述べておきま

すが、この法案におきます適用事業

の範囲は政令で定めることになつてい

りますが、その政令案の内容

を拝見いたしましたと、私どもの主張の

一部は盛り込まれることになつてお

ります。

しかし、ただその一部分、私

どもとしては、その範囲に加わるべき

ものと考えるものが入つていいよう

あります。すなわち、災害関連、海岸

保全、湖岸堤防につきましての事業費

一億円以上にしほることとしているよ

うであります。これは三千万円以上

とすることを希望するものであります

けれども、少なくとも五千万円以上の

分を対象とすることにいたことを希

望するのであります。

なお、砂防事業等につきまして、適

用河川水系にかかるものとする等のワ

クにしほすることは不適當ではないかと

いふた点であります。附帯決議に掲げ

ました政令指定の範囲に関する部分は

この意味でござります。

以下、附帯決議案を読み上げます

ので、よろしく御審議を願います。

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案に対する附帯決議(案)

後進地域における産業立地条件の整備とその体質の改善は、現下の急務である経済発展の地域的均衡、いわゆる地域格差の是正の前提をなすものであり、その実現については公共事業の補助負担率の特例は最も重要な措置だけをやっていく、そのこと自体是非常にけつこうじやないかといふことです。私は、そういうこともないかといふことです。この金額は、わずか百億九十億ぐらいのものじやないかといふふうなことに考えておきますが、これは将

てお述べを願います。

ただ、念のために申し述べておきま

すが、この法案におきます適用事業

の範囲は政令で定めることになつてい

りますが、その政令案の内容

を拝見いたしましたと、私どもの主張の

一部は盛り込まれることになつてお

ります。

しかし、ただその一部分、私

どもとしては、その範囲に加わるべき

ものと考えるものが入つていいよう

あります。すなわち、災害関連、海岸

保全、湖岸堤防につきましての事業費

一億円以上にしほることとしているよ

うであります。これは三千万円以上

とすることを希望するものであります

けれども、少なくとも五千万円以上の

分を対象とすることにいたことを希

望するのであります。

なお、砂防事業等につきまして、適

用河川水系にかかるものとする等のワ

クにしほすることは不適當ではないかと

いふた点であります。附帯決議に掲げ

ました政令指定の範囲に関する部分は

この意味でござります。

以下、附帯決議案を読み上げます

ので、よろしく御審議を願います。

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案に対する附帯決議(案)

後進地域における産業立地条件の整備とその体質の改善は、現下の急務である経済発展の地域的均衡、いわゆる地域格差の是正の前提をなすものであり、その実現については公共事業の補助負担率の特例は最も重要な措置だけをやっていく、そのこと自体是非常にけつこうじやないかといふことです。私は、そういうこともないかといふことです。この金額は、わずか百億九十億ぐらいのものじやないかといふふうなことに考えておきますが、これは将

てお述べを願います。

ただ、念のために申し述べておきま

すが、この法案におきます適用事業

の範囲は政令で定めることになつてい

りますが、その政令案の内容

を拝見いたしましたと、私どもの主張の

一部は盛り込まれることになつてお

ります。

しかし、ただその一部分、私

どもとしては、その範囲に加わるべき

ものと考えるものが入つていいよう

あります。すなわち、災害関連、海岸

保全、湖岸堤防につきましての事業費

一億円以上にしほることとしているよ

うであります。これは三千万円以上

とすることを希望するものであります

けれども、少なくとも五千万円以上の

分を対象とすることにいたことを希

望するのであります。

なお、砂防事業等につきまして、適

用河川水系にかかるものとする等のワ

クにしほすることは不適當ではないかと

いふた点であります。附帯決議に掲げ

ました政令指定の範囲に関する部分は

この意味でござります。

以下、附帯決議案を読み上げます

ので、よろしく御審議を願います。

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案に対する附帯決議(案)

後進地域における産業立地条件の整備とその体質の改善は、現下の急務である経済発展の地域的均衡、いわゆる地域格差の是正の前提をなすものであり、その実現については公共事業の補助負担率の特例は最も重要な措置だけをやっていく、そのこと自体是非常にけつこうじやないかといふことです。私は、そういうこともないかといふことです。この金額は、わずか百億九十億ぐらいのものじやないかといふふうなことに考えておきますが、これは将

てお述べを願います。

ただ、念のために申し述べておきま

すが、この法案におきます適用事業

の範囲は政令で定めることになつてい

りますが、その政令案の内容

を拝見いたしましたと、私どもの主張の

一部は盛り込まれることになつてお

ります。

しかし、ただその一部分、私

どもとしては、その範囲に加わるべき

ものと考えるものが入つていいよう

あります。すなわち、災害関連、海岸

保全、湖岸堤防につきましての事業費

一億円以上にしほることとしているよ

うであります。これは三千万円以上

とすることを希望するものであります

けれども、少なくとも五千万円以上の

分を対象とすることにいたことを希

望するのであります。

なお、砂防事業等につきまして、適

用河川水系にかかるものとする等のワ

クにしほすることは不適當ではないかと

いふた点であります。附帯決議に掲げ

ました政令指定の範囲に関する部分は

この意味でござります。

以下、附帯決議案を読み上げます

ので、よろしく御審議を願います。

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案に対する附帯決議(案)

後進地域における産業立地条件の整備とその体質の改善は、現下の急務である経済発展の地域的均衡、いわゆる地域格差の是正の前提をなすものであり、その実現については公共事業の補助負担率の特例は最も重要な措置だけをやっていく、そのこと自体是非常にけつこうじやないかといふことです。私は、そういうこともないかといふことです。この金額は、わずか百億九十億ぐらいのものじやないかといふふうなことに考えておきますが、これは将

てお述べを願います。

ただ、念のために申し述べておきま

すが、この法案におきます適用事業

の範囲は政令で定めることになつてい

りますが、その政令案の内容

を拝見いたしましたと、私どもの主張の

一部は盛り込まれることになつてお

ります。

しかし、ただその一部分、私

どもとしては、その範囲に加わるべき

ものと考えるものが入つていいよう

を図ること

(4) 災害関連事業、海岸保全施設整備補助事業および湖岸堤防施設事業について事業費で最低限度額を定める場合においては、でき得るかぎり低い額とすること。

○委員長(増原恵吉君) 全会一致でござります。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて当委員会の決議とするに決定いたしました。

たいと存じますが、御異議ございませんか。

下同じ。)の議会の議員を会員とす
る市議會議員互助会及び町村の議
会の議員を会員とする町村議會議員
互助会とする。

会議員が、退職後三年以内に、当該互助会の会員であつた間においては、公務に基づく傷病により不具格疾となつたときも、同様とする。

(2) 砂防補助事業、林地荒廃防止
補助事業、地すべり補助事業に
と。

(4) 河川水系、準用河川水系にかかるものはすべてこれをふくませること。

に入れな」と、
否決議する。

さうがよろしくお願ひ申し上げま

吉長（増原恵吉君） 他に御意見も
あれば、これにて討論は終局したも
のと存じます。

「詰めて御異議」を、せんか、
〔異議なし」と呼ぶ者あり」

（原長）（堺原恵吉君）御異議なしも認め、これより採決に入ります。

第三回 連続地城の開発に関する公共事業に
よる國の負担割合の特例に関する法律

問題に供します。

「賛成者拳手」

長（堺原恵吉君）全会一致でござります。よつて本案は全会一致一致

にて原案通り可決すべきものと決
しました。

の附帯決議案を議題といたしま

附帯決議案を当委員会の決議とす
とに賛成の方の挙手を願います。

第二部 地方行政委員會會議錄第一十三號

昭和三十六年五月二十三日〔參議院〕

である地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときには、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

前項の遺族年金の年額は、これを受ける者的人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く）においては、これに給すべき退職年金の年額とする。

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く）においては、当該退職年金の年額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合には、在職期間十二年の者にあつては第四条の規定により在職期間十二年の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者に十八を乗じて得た金額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合には、在職期間の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実

これを受ける者が前条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実

の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十より退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額を乗じて得た金額。（在職期間の合算）

第七条 互助年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

二 市町村の廢置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方公共団体の議会の議員としての在職期間は、合算する。この場合において、互助会は、合算されるべき在職期間に係る互助年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

（掛金）

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年の者にあつては第

四 条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十を乗じて得た金額

二 退職年金及び公務傷病年金は、これが年齢五十五歳に達するまでの間

（互助年金の改定）

第九条 第七条第一項に規定する再

就職その他の事由による互助年金の改定については、規約で定めること。

第十一条 一の互助会が給する互助年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

（併給の禁止）

第十二条 互助会は、互助年金を給する場合において、当該互助年金の基礎となるべき在職期間のうち

に第十二条第一項の規定による掛金を納めていない期間及び規約で定めるこれに準ずる期間があるときは、規約で定めるところにより、当該互助年金の額を減額し、又は互助年金を給しないことがで

きる。

（掛金）

三 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第七条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日において

金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日において

日から進行する。ただし、退職年金の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年

は、その時効については、前項の規定を適用する。

（非課税）

第十四条 公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課すことができない。

（規約）

前項の標準報酬月額は、地方議会議員の報酬額（一の地方公共団体の議員については、その報酬額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該議会の議員の報酬額とする。）に基づき、規約で定める。

二 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が前条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実

在職期間が一箇月未満であるときは、この限りでない。

（互助年金の改定）

第九条 第七条第一項に規定する再

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する事項

二 設立当初の役員は、規約で定めなければならない。

三 規約の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（設立の認可）

第十六条 互助会を設立するには、会員となるべき十人以上の者が発起人となり、規約を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。

（会員の申請）

二 前項の認可の申請に当たつては、規約のほか、事業計画書その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

（会員の登記）

二 都道府県議会議員互助会

三 町村議会議員互助会 千人以上

四 役員に関する事項

三 会員の加入及び脱退に関する事項

四 役員に関する事項

五 代議員会に関する事項

六 会員の登記

七 互助年金の給付及び掛金に関する事項

（成立）

第十八条 互助会は、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことによって、成立する。（登記）

第十九条 互助会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

（登記）

二 前項の規定により登記しなけれ

（時効）

ばならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の適用)

第二十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、互助会について準用する。

(役員)

第二十一条 互助会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、互助会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して互助会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、互助会の業務を監査する。

6 互助会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が互会を代表する。

(代議員会)

第二十二条 互助会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更並びに決算報告の認定

四 その他互助会の業務に関する重要事項で規約で定めるもの(余裕金の運用)

第二十三条 互助会の業務上の余裕金の運用は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(報告の徵収)

第二十四条 自治大臣は、必要があると認めるときは、互助会に、業務及び資産の状況に関し報告をさせることができる。

(解散)

第二十五条 互助会の解散については、別に法律で定める。

(省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

(過料)

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした互助会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により自治大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前における在職期間の取扱い及び互助年金の年額)

昭和二十二年四月三十日からこ

の法律の施行の日の前日までの間

における地方議會議員としての在職期間は、この法律に規定する互

助年金の基礎となるべき在職期間とし、この法律の規定を適用す

る。

第十九条第七号中「農林漁業団

体職員共済組合」の下に「地方

議會議員互助会」を、「農林漁業

団体職員共済組合法」の下に「地

方議會議員互助年金法」を加え

る。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」の下に

「地方議會議員互助会」を加え

る。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」の下に

「地方議會議員互助会」を加え

る。

等をすること。
第十条第九号の二の次に次の二号を加える。

九の三 地方議會議員互助会に
関する事務を処理すること。

二十七号の一部を次のように改

正する。

第十五条第七号中「農林漁業団

体職員共済組合」の下に「地方

議會議員互助会」を加え

る。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」の下に

「地方議會議員互助会」を加え

二十八号の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」を加える。

二十六号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

二十七号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

二十八号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

二十九号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十一号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十二号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十三号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十四号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十五号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十六号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十七号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

三十八号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「町村職員恩給組合連合会」を加える。

記載する能力なき者すら代理投票が許されており、病院入院患者はその所在において投票できること等を勘考するとき、上記の者に在宅投票を認めないことは、はなはだしく公平を欠くものと考えられるから、公職選舉法を改正し、重度身体障害者在家投票制度を復活せられたいとの請願。

第三三一三号 昭和三十六年五月九日受理 道路交通法第百三条改正に関する請願

請願者 名古屋市中川区八幡町
一ノ二八 東濃交通株式会社取締役社長 大

紹介議員 山本 米治君
銅高義

自家用車によるヤミタクシーの違法性について、道路運送法に規定してあるが、この種の違法行為は最近増加する一方で、全国的にまん延し、かつ、各所で不祥事件すら発生している実情である。しかるに、この不法行為に対する法的措置は、当該車両のナンバーフレーム等の処分がなされるだけで、不法行為者自身について、なんらの規制がないため、この種の行為が常習的に反復され、その跡を絶たない実情にあるから、このような行為者に対し、運転免許証の取消し又は停止処分を行なうなど、抜本そく源的方法を講ずるよう、道路交通法第百三条の改正を図られたいとの請願。

第二四六六号 昭和三十六年五月十五日受理 道路交通法第百三条改正に関する請願
請願者 香川県高松市西通町六
ノ二 いすゞタクシー

昭和三十六年五月三十一日印刷

有限会社代表取締役
出石泰江

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第三三一三号と同じである。

第二四〇四号 昭和三十六年五月十二日受理

コール・ガール組織対策に関する請願
請願者 東京都中央区銀座東八
ノ四 全国燃料会館内
社会純潔化協会内 崑

紹介議員 赤松 常子君
本市太郎

売春防止法施行以後、管理売春の形態が赤線地帯から摘発困難な各種コール・ガール組織に移行してきているから、警察はこれが摘発のために、市民に積極的な協力を呼びかけると共に、貸事務所、新聞案内欄、自動車、旅館、貸席等他人の売春から利益を得、管理売春に援助を与えていたる手段や存在に対し断固たる措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十六年六月一日発行

參議院事務局

印 刷 者 大藏省印刷局